

第17回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日(月) 午後2時30分から午後2時58分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 16人

会長	17番	山	田	健	一
会長職務代理者	13番	山	本	登	
委員	1番	川	尻	秀	一
	2番	居	内	和	則
	3番	松	尾	貴	子
	4番	首	藤	勝	広
	5番	安	達	耕	平
	6番	福	田	稔	
	8番	鈴	木	圭	一
	9番	藤	田	政	揮
	10番	遠	藤	優	一
	11番	鎌	田	直	人
	12番	中	川	一	弘
	14番	相	馬	正	人
	15番	川	崎	伸	弘
	16番	矢	萩	一	毅

4. 欠席委員 7番 鬼塚 秀明

5. 議事日程

報告第 1号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
議案第 1号	現況証明について
議案第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5号	「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」の提出について

6. 議事録署名委員 2番 居内 和則 16番 矢萩 一毅

7. 出席事務局職員

事務局次長	高畑 公朋
農地係長	石垣 友伯
農地係主査	廣野 武
農地係主事	畠山 雅貴

8. 会議の概要

事務局次長	ただ今より、網走市農業委員会第17回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局次長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。なお、7番、鬼塚委員より欠席の報告がありました。
	本日の会議の議事録署名委員として、2番、居内委員、16番、矢萩委員の両委員を指名いたします。
	それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局議長	(報告第1号の朗読説明)
	報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
	なければ以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。初めに議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局議長	(議案第1号の朗読説明)
	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
	それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明)
	なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載しております。以上です。
議長	議案について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
	それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第3号の朗読説明)
	なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2頁から5頁に記載しておりますように、申請

事務局	内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第4号の朗読説明) なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の6頁に記載してます。以上です。
議長	ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。
8番	はい、何もございませんでした。
議長	議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について」を議題とします。なお、本件につきましては、農政常任委員会へ意見書(案)の作成を付託した案件ですので、農政常任委員長の報告を求めます。
10番	それでは、「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」について報告いたします。本件は、9月26日に開催された第15回総会において、農政常任委員会に「意見書(案)」の作成が付託されたところです。これまで2回、農政常任委員会を開催し、農業を取り巻く環境の変化への対応策や、網走市の農業を次世代に向け持続的に発展させていくための推進施策について協議を行ってまいりました。協議の過程についてですが、まず、昨年提出した9項目について現状を確認した後、記載内容について協議、検討し、必要に応じて加除修正を行い、昨年同様9項目に整理し、「意見書(案)」として取りまとめたところです。この「意見書(案)」について、本総会で承認された場合は、12月16日に、山田会長、山本代理、両常任委員会の正副委員長の6名で、農業委員会を代表して市長を訪問し、「意見書」を手渡す予定となっております。なお、「意見書(案)」の内容は、別紙資料2のとおりとなっており、詳細については事務局から説明いたします。
事務局	(議案第5号の朗読説明)
議長	委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

議長

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第17回総会を閉会いたします。